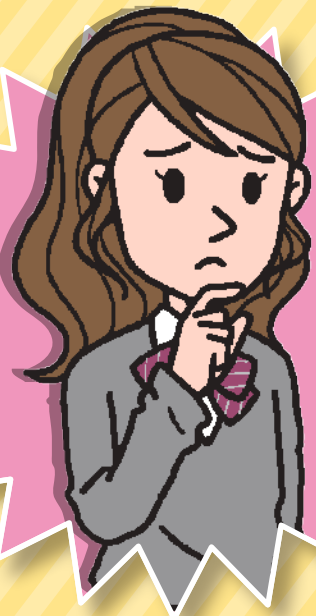
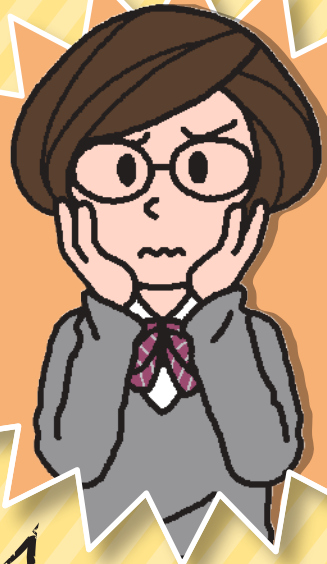
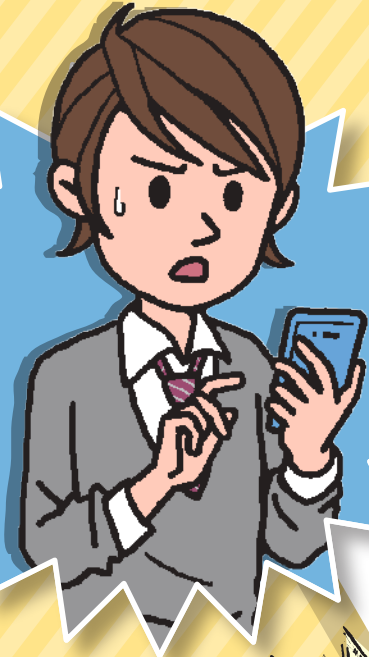


高校生のための 消費生活ハンドブック

～トラブルに巻き込まれないために～



◎消費者トラブルに巻き込まれないために

私たち消費者は、日々の生活を送るために事業者にお金を払って、物を買ったりサービスを受けたりしています。その際、事業者との間で、商品の性能やお金の支払などをめぐって、トラブルになることがしばしばあります。

私たちは、常に冷静で合理的な行動ができるとは限りません。時には、直感や感情に任せてしまったり、周囲に流されてしまったりすることもあります。

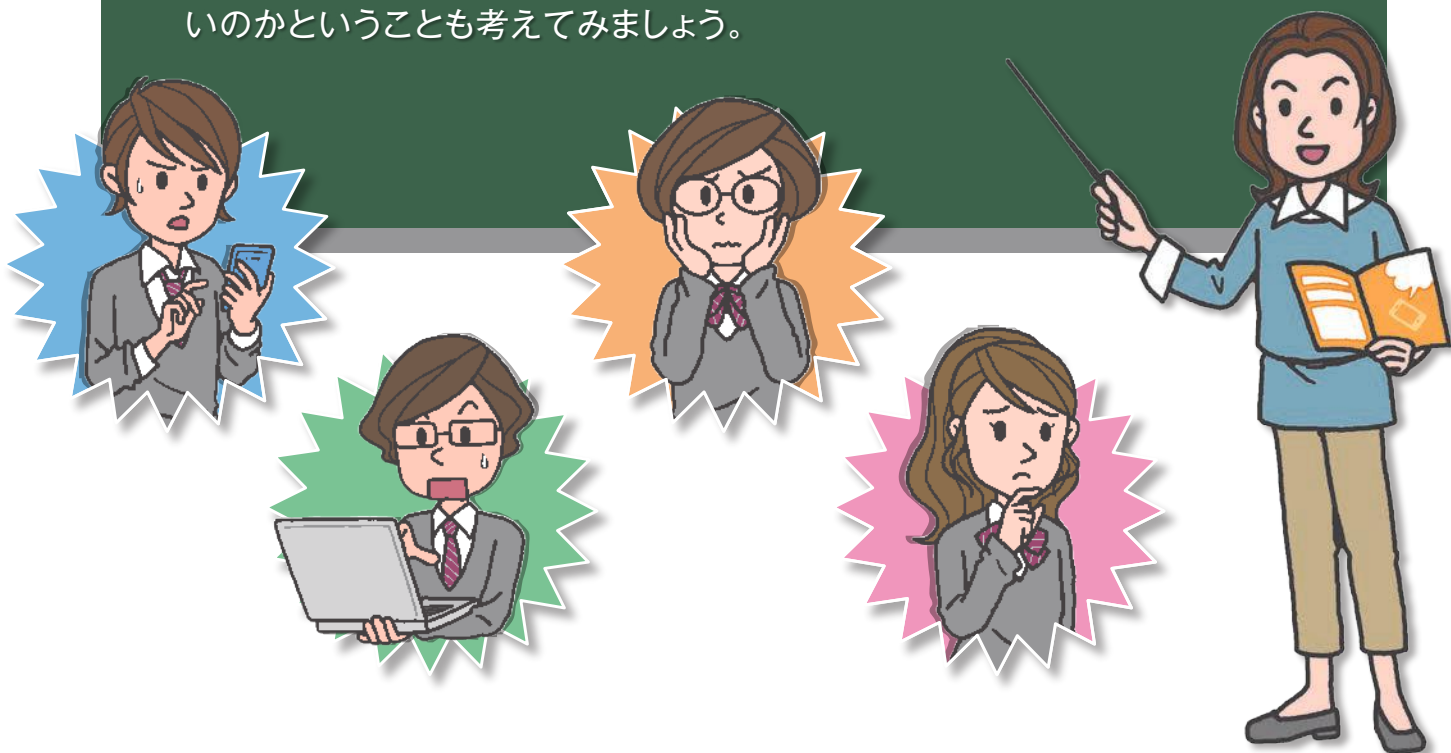
例えば、友達が買っているものを見て、つられて欲しくなって買ってしまっただけけれど、あとでよく考えてみると別に必要なものではなかったという経験はありませんか。

事業者の中には、そこにつけ込んで消費者を勧誘したり、だまそうとしたりするものもいます。

みなさんが、消費者トラブルに巻き込まれないようにするには、「自分は大丈夫」と油断することなく、自分の直感や感情を一度立ち止まって冷静に捉え直すことが必要です。

この冊子では、契約に関する基礎知識やよくある悪質商法の例などを紹介しています。この冊子をよく読んで、消費者トラブルに巻き込まれないための知識や適切な行動を身に付けましょう。

また、私たちは商品・サービスを選択し、消費し、廃棄することによって、社会や環境など幅広い分野に様々な影響を及ぼしています。私たち自身の消費者としての行動が、よりよい社会に結びつくように、どう行動すればよいのかということも考えてみましょう。



CONTENTS もくじ

契約ってなんだろう? **契約のいろは** 1

しまった! こまった! だまされた! **トラブル事例**

1. 気をつけたい契約

① **デート商法**～見知らぬ相手からの呼出しには要注意!～ 3

② **マルチ商法**～高収入のほずが、借金だけが残ってしまった…～ 5

③ **継続的なサービス契約**～長期で高額な契約はトラブルのもと～ 7

2. インターネット・スマートフォン

① **通信販売**～後悔しないため、事前の確認は忘れずに!～ 9

② **定期購入**～「お試し価格」「いつでも解約可能」は要注意～ 11

③ **ワンクリック詐欺**～あわてないで! クリックしただけで、いきなり料金請求!?～ 13

④ **サクラサイト商法**～見知らぬ相手からの誘いを簡単に信じないで!～ 15

3. クレジット・キャッシュレス決済・多重債務

① **クレジットカード**～便利なクレジットカードにも落とし穴が!～ 17

② **多重債務**～一度借りると大変! 借金がどんどん増えていく…～ 21

これだけは知っておきたい **契約に関するいろいろな法律** 23

よりよい社会を目指して **消費者市民社会**

1. **買い物のチカラ** 25

2. **消費者の行動が社会を動かす!** 27

一人で悩まず、まず相談 **相談窓口一覧** 29

契約ってなんだろう？

契約のいろは



- 私たちの社会生活は、様々な「契約」によって成り立っています。
- これから社会に出て生活する皆さんにとって、「契約とは何か」を理解することが、とても重要になってきます。
- また、「契約とは何か」を理解することが、私たちに不当な内容の契約をさせようと狙う悪徳業者から、身を守ることもつながります。

1. 契約とはなんでしょう？

私たちの何気ない行動も、実は契約なんだ！

- 当事者が合意すれば、それで契約が成立します。私たちの生活に必要な物品やサービスのほとんどが契約により提供されています。
例えば、コンビニエンスストアでジュースを買ったり、切符を買って電車に乗ったりすることもすべて契約です。
- 単なる約束と契約との一番の違いは、契約で決められた義務を守らないと、裁判所の手続によって強制されたり、損害賠償の支払いを求められたりすることです。



2. 契約についてもっと知りたい！

【問題】 次のうち正しいものはどれでしょうか？

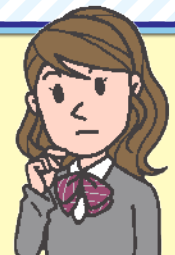
- ① 口約束だけで契約書を作っていない場合でも、契約は成立する。
- ② 店で買った服の色が気に入らない場合には、無条件で返品して代金を返してもらえる。
- ③ 契約書にサインしたが、読まなかった内容については、守る義務がない。



自分の都合だけでは契約がなかったことにはできないよ。契約前にじっくり考えなきゃ。

●解説

- 契約は、口約束だけでも成立します。契約の際に「契約書」などの書面を作るのは、契約が成立したことの証拠を残すためです。
- 契約は一方の都合だけで勝手に解消できないのが原則です。契約後に、「やっぱり商品が気に入らない」、「代金が払えない」ということになって、一方的に契約を解消することはできません。
- 契約書を渡されて、それにサインしたり、ハンコを押したりすれば、契約書の内容を認めたことになります。「契約書の中身をよく読んでいなかった」という弁解は、特別な事情がないかぎり通用しません。



【答え】
正解は①です。

3. 契約は絶対に解消できないの？



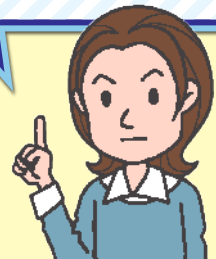
【問題】 次のうち正しいものはどれでしょうか？

- ① 未成年者がひとりで契約した場合でも、あとで契約を取り消すことはできない。
- ② 自宅を訪ねてきた事業者から商品やサービスを購入した場合には、一定期間内に対処すれば契約を無条件に解消できる。
- ③ 通信販売で商品を購入した場合、商品が壊れていたとしても、いったん受け取ったら、取り替えてもらうことはできない。

「クーリング・オフ」という方法で、無条件に契約を解消できる場合もあります。すぐに消費生活センターなどに相談しましょう。

● 解説

- 未成年者が親などの同意なしに契約した場合や、自宅を訪ねてきた事業者から商品やサービスを購入した場合など、消費者側の都合だけで契約を解消できるケースがあります。
- 事業者から送られてきた商品が壊れていた場合など、相手の方が契約で決まった義務を果たしていないときは、商品の交換を求めたり、契約を解消したりすることができます。
- 「おかしいな」と思ったら、すぐに市町村の相談窓口や県消費生活センター、弁護士などに相談しましょう。それが解決の早道です。



【答え】

正解は②です。

契約の世界では、18歳から大人です！（成年年齢引き下げ）

2022年4月1日から、成年年齢が20歳から、18歳に引き下げられました。

- 成年になると、親などの同意なく、自分の意思で、自由に有効な契約を締結することができます。ローンを組んで、高額の商品を買ったり、クレジットカードなどを作成することもできるようになります。
- 他方で、成年になると、親などの同意なしに契約をした場合に、消費者側の都合だけで契約を取り消すことができる未成年者取消権による保護はありません。ですから、一度契約してしまうと、簡単に契約を解消することができません（くわしくは、23頁参照）。
- 悪徳業者は、知識や経験が不足していて騙しやすい若者を特に狙っています。そのため、このハンドブックの内容をよく読んで、消費者トラブルから身を守りましょう！



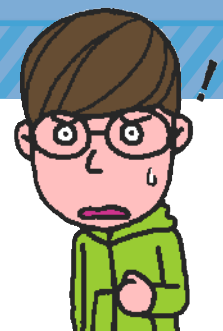
①デート商法

～見知らぬ相手からの呼出しには要注意!～



デート商法とは...

恋愛感情や好意を利用して、契約をさせる手口です。
販売の目的を隠して消費者を呼び出して契約させる「アポイントメントセールス」と組み合わせられるケースが一般的です。



トラブルにあわないために

◎見知らぬ人からの呼出しに応じない

見知らぬ人からの呼出しに応じることは、危険です。「話を聞くだけ」と思っている、相手の巧みな話術により、いつのまにか契約をさせられてしまいます。

◎いらぬ場合ははっきりと断る

あいまいな態度を取っていると断われなくなってしまう。いらぬ商品は勧められてもはっきりと断り、話を聞かないことが肝心です。

◎契約をしてしまった場合は?

うっかり契約をしてしまった場合でも、クーリング・オフなどができる場合があるので、必要のない契約をしたことに気付いたら、すぐに消費生活センターや弁護士などに相談しましょう。

これにも注意!

◎キャッチセールス

繁華街などの路上で、「アンケートに答えてほしい」、「絵画の展示会を見ていかないか」などと言って呼び止めて、喫茶店や事務所などに連れて行き、契約させる手口です。

トラブルにあわないための注意点は、デート商法(アポイントメントセールス)の場合と同じです。

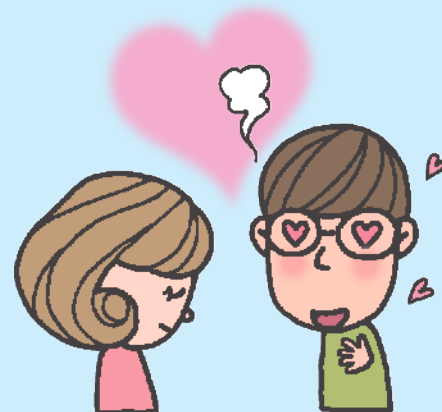


キーワード

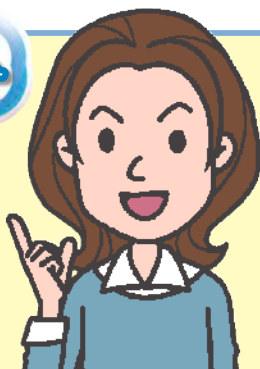
アポイントメントセールス

「意識調査をしている」、「抽選に当たった」などと販売の目的を隠したり、「あなただけ特別価格」などと特に有利な条件で契約できることを強調して、電話やハガキなどで呼び出して契約をさせる手口です。

このようなアポイントメントセールスは、訪問販売と同じ規制(23ページ参照)を受けます。



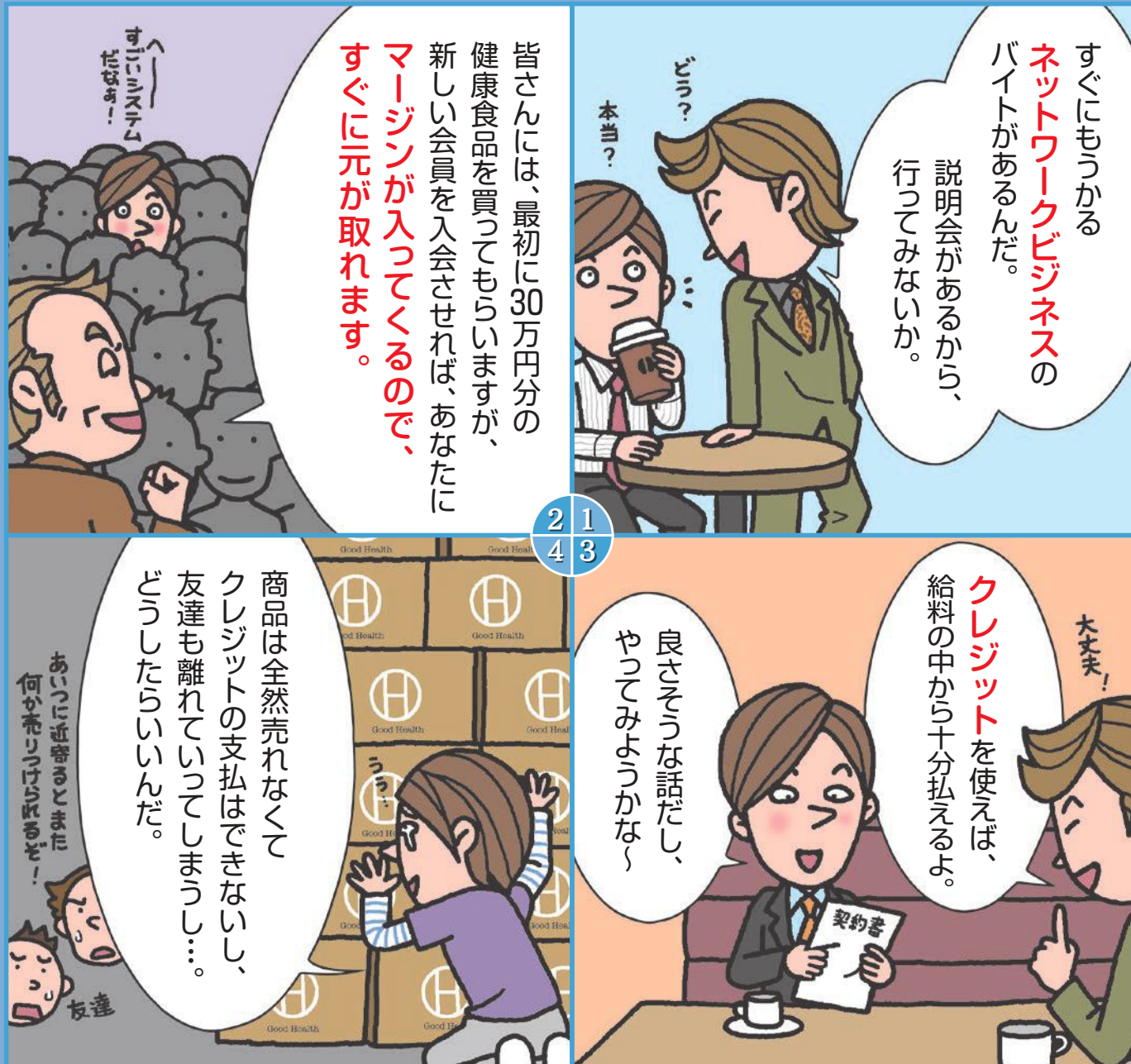
ポイント



- 見知らぬ人からの呼出しや誘いには簡単に応じず、いらぬ商品の契約は、はっきりと断るようにしましょう。
- 必要のない契約をしてしまったことに気付いた場合は、すぐに消費生活センターや弁護士などに相談をしましょう。

②マルチ商法

～高収入のはずが、借金だけが残ってしまった・・・～



マルチ商法（ネットワークビジネス）とは・・・

マルチ商法は、ネットワークビジネスとも呼ばれており、ほかの人を組織に加入させれば利益が得られると言って商品やサービスの契約をさせる手口です。商品購入やサービスの契約をした人が、さらにほかの人に契約を勧める点に特徴があります。



トラブルにあわないために

◎ 楽にもうかるオイシイ話には注意

世の中に、楽にもうかるオイシイ話はありません。特に、仕事の準備に多額のお金を要する話には注意が必要です。

友人や知人等から勧誘されても、きっぱりと断りましょう。

◎ クレジットの利用には特に注意

商品を買うためにクレジットを利用したり、消費者金融などから借入れをすると、契約が取れなかった場合には、借金だけが残ることになります。

これにも注意!

◎ 情報商材

情報商材とは副業や投資等で高額収入を得るためのノウハウ等と称して販売されている情報のことを言います。契約前に中身を確認できず、実際に契約しても広告や説明と異なり儲からないというケースが多く見られます。

◎ 暗号資産(仮想通貨)

友人や知人等から、「絶対に儲かる」等と勧誘を受けて暗号資産(仮想通貨)取引を始めたところ、入金したお金や利益が出金できない、業者と連絡が取れない等というケースが多く見られます。

◎ 闇バイト

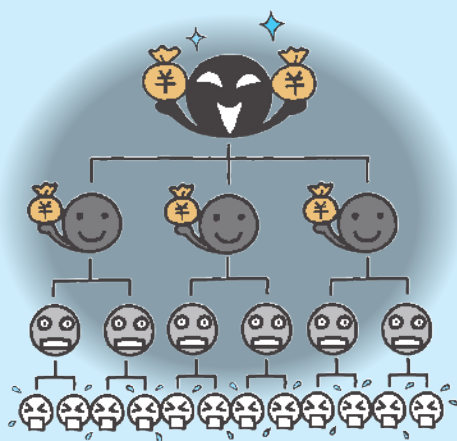
SNS等で「短時間で高収入が得られる」等と甘い言葉で犯罪にかかわる仕事(いわゆる闇バイト)を募集しており、応募してしまうと犯罪者となってしまいます。「即日現金」「書類を受け取るだけ」等の言葉や、匿名性の高いアプリのインストールを求められる場合には特に注意しましょう。



マルチ商法
こんな問題も!

マルチ商法は必ず行き詰まる

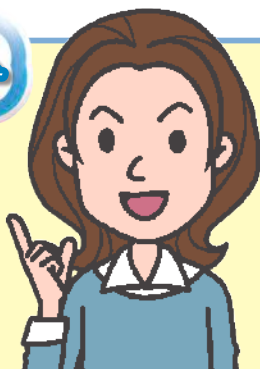
会員が次々にほかの人を組織に加入させていくマルチ商法は、入会者が無限に増え続けることがない以上、必ず行き詰まる販売システムです。



無理に誘うと人間関係にヒビが...

利益を上げようとして無理に誘うと、相手をトラブルに巻き込んでしまったり、友人や知人等が離れて行ってしまうなど、人間関係にもヒビが入ってしまいます。

ポイント



- 簡単に大きな利益が得られる都合のよい話はありません。うますぎる話は疑ってみる必要があります。
- 仕事を始める前に多額の費用が必要となる契約は特に要注意です。

③ 継続的なサービス契約 ～長期で高額な契約はトラブルのもと～



継続的なサービス契約にもなうトラブルとは…

エステティックサロンや語学教室、学習塾など、ある程度の間、利用してみないと効果が分からないサービスは、契約期間が長くなり、契約金額も高額になりがちです。そのため、「途中で解約しようとしたら、『お客様のご都合で中途解約される場合には、契約金は返金しません』と業者に言われた」などという契約トラブルも生じやすくなります。

トラブルにあわないために

◎よく考えてから契約しましょう

もっとも大切なことは、長期で高額な契約をする前に、じっくりと検討することです。契約前に、サービスの内容や契約の条件をよく確認しましょう。

◎トラブルになってしまったら…

エステティックサロン、語学教室、結婚相手紹介サービスなど法律で定められた特定のサービスについては、クーリング・オフによる契約の解消ができたり、中途解約の際の違約金の金額が規制されたりする場合があります。トラブルにあったと思ったら、消費生活センターや弁護士などにすぐに相談しましょう。

これにも注意!

◎健康被害の例もある

エステティックサロンや美容医療サービスについては、レーザー脱毛によるヤケドなど健康被害のトラブルも生じています。資格が必要な施術が無資格者によって行われている例もあるので注意しましょう。

◎長期の契約はトラブルが起きやすい

このほかにも、契約期間の長い継続的なサービス契約はたくさんあります。

契約期間の長い契約については、事情が変わった場合でも途中で解約ができないとか、契約を解消する場合についての取決めが不明確といった理由でトラブルが生じることがあるので要注意です(くわしくは右のコラムへ)。



■賃貸住宅の原状回復

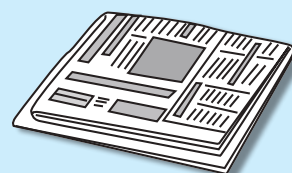
住宅の賃貸契約において、賃貸終了時に畳や床の汚れなどの修繕費用を借主が負担することとされ、貸主から思わぬ高額な修繕費用を請求されてトラブルとなるケースがあります。

借主が修繕費用を負担すべきかどうかは契約内容により異なるので、くわしくは消費生活センターなどに相談してください。

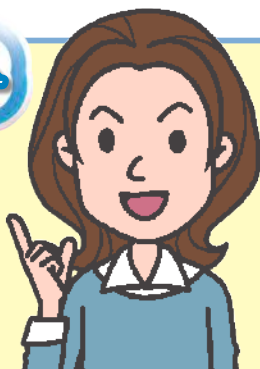
■新聞の購読契約

景品などの特典と引き換えに長期の新聞購読契約を結び、そのあとで購読者が購読を中止しようとしても、販売店が応じずトラブルになるケースがあります。

契約は一方の都合だけでは勝手に解消できないのが原則です。安易に長期の契約を結ぶことは禁物です。



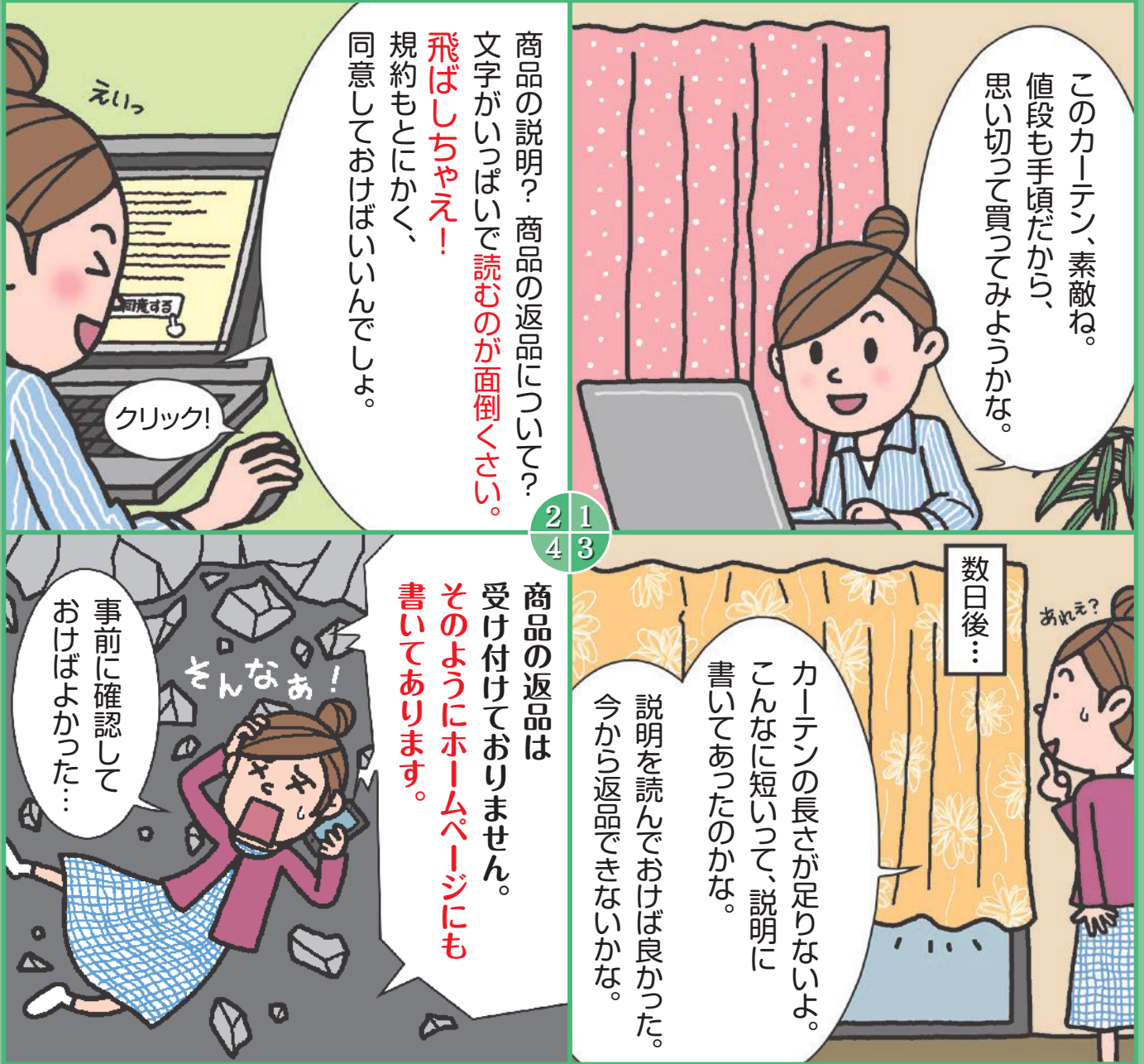
ポイント



- 長期で高額な契約はトラブルのもとです。契約をする前にじっくりと考えましょう。
- 健康被害や契約上のトラブルにあったと感じたら、すぐに医療機関や消費生活センターなど専門機関に相談しましょう。

①通信販売

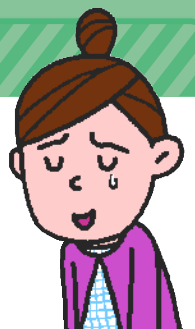
～後悔しないため、事前の確認は忘れずに!～



通信販売にともなうトラブルとは・・・

通信販売では、届いた商品がイメージしていたのと違う、写真に写っていた商品と違う、商品に傷が付いていたなどのトラブルが見られます。

広告と違う商品を送ってくるなど通信販売業者側に問題がある場合もあれば、事前によく確認せずに購入するなど購入者側に問題がある場合もあります。



トラブルにあわないために

◎まずは事前に確認しましょう

- ①事前に、必ず、商品の説明事項、商品の返品に関する事項、商品代金に関する事項など、サイトの広告表示や注文確定前の画面(「最終確認画面」)でよく確認してから購入するようにしましょう。
- ②事前に、信頼できる通信販売業者かどうか慎重に考えましょう。

◎トラブルになってしまったら…

- ①返品できるかどうかは、原則として、通信販売のサイトや広告の表示に従うことになります。必ず購入前に確認しましょう。
- ②返品についてサイトや広告などに表示がない場合は、商品を受取ってから8日以内であれば、返品できます。
- ③届いた商品が壊れていた場合など、通信販売業者に契約違反がある場合や、誤認させる表示により申込みをした場合は、商品の交換や返品を請求できる場合があります。

これにも注意!

◎インターネットオークション

通信販売と同じ様に、取引をする前に、出品者の連絡先、出品物の説明、返金に関する事項、商品代金などをよく確認することが大切です。

◎オンラインゲーム

広告では無料とされているスマートフォンやパソコンのオンラインゲームについて、有料のアイテムなどを購入しなければ楽しめない、通信費用もかかるなどの理由から高額な料金を請求されてトラブルになるケースも増えています。



注意

通信販売の場合は、クーリング・オフの制度は適用されず、返品ルールが違うので注意が必要です。



イメージと違う商品が届いた!

インターネット通販で購入したバッグが写真のイメージと違いました。通信販売のサイトを確認すると返品については何も書かれていませんでした。

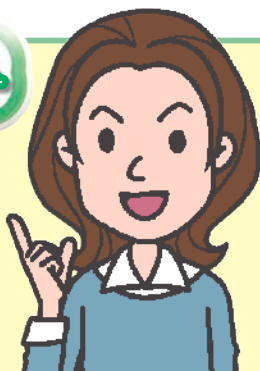
出品者と連絡がとれない!

インターネットオークションでテレビを落札し、代金を支払いましたが、テレビが届きません。出品者とも連絡が取れなくなりました。

無料のはずが請求された!

「無料」でゲームができるというスマートフォンのサイトに登録して遊んでいたら、1か月で9万円の通信費を請求されてしまいました。

ポイント



- 商品の説明、商品の返品に関する事項、代金に関する事項など、事前によく確認しましょう。
- トラブルにあった場合や困った時は、消費生活センターや弁護士などに相談しましょう。

②定期購入

～「お試し価格」「いつでも解約可能」は要注意～



定期購入とは…

定期購入とは、1回注文をしたら、そのあとは、定期的に商品が届くサービスです。美容・化粧品、健康食品、サプリメント等の商品に多く見られます。

インターネット通販で「お試し価格」「初回無料」等の広告を見て、1回だけのつもりで注文したら、複数回の商品購入が条件となる定期購入だったというトラブルが増えています。

トラブルにあわないために

◎ 本当に必要な商品なのかを冷静に考えよう

ネット通販は手軽に注文できるので、衝動買いをしてしまいがちです。

定期購入は商品が複数回届くため、注文前に本当に必要な商品なのかを冷静に考えることが重要です。

◎ 最終確認画面をよく確認しましょう

通販サイトの表示は定期購入であること等がわかりにくいことがあります。注文を確定する前に、契約内容をまとめた最終確認画面が表示されますので、以下の3点をよく確認してください。

- ① 1回限りの購入ですか?
- ② 2回目からはいくらですか?
- ③ 解約の条件や方法は?

最終確認画面はスクリーンショットをして証拠として残すことも重要です。

これにも注意!

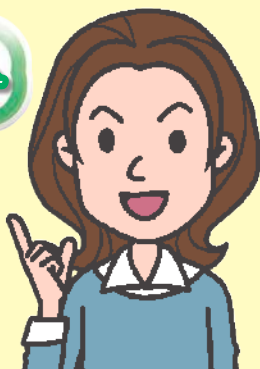
◎ サブスクリプション(サブスク)

サブスクリプション(サブスク)とは、定められた料金を定期的に支払うことによって、一定期間、商品やサービスを利用できるサービスのことです。サービスの例として、動画配信、音楽配信などがあります。

サブスク契約中はサービスを受けることができますが、利用しなくても料金は発生します。また、解約しない限り、契約は自動で更新されるため、支払いも続きます。

「無料体験」「無料トライアル」の広告・表示をきっかけにサブスクを申し込む際には、契約条件をよく確認してから契約しましょう。

ポイント



- 本当に必要なか、一旦冷静になって、じっくり考えてから注文をしましょう。
- 注文を確定する前に最終確認画面をよく確認しましょう。
- ネット通販は便利ですが、トラブルに発展する可能性がある新しい手口が次々と生まれているので、利用するときは注意しましょう。



定期購入の場合、「いつでも解約可能」と表示されていても、簡単に解約できないことがあります。

連絡がつかない

解約手続きを行いたいのに、通信販売事業者へ電話が繋がらず、解約できない。

カウントダウン表示

特別価格での購入締切のカウントダウン表示に焦って注文したら、5回目までは解約不可な定期購入になっていて解約を断られた。

解約期間

商品が届いて数日後に解約しようとしたら、「解約できる期間が過ぎている」として解約できなかった。

スクロールして読み飛ばした部分に、解約期間が記載してあった。

③ワンクリック詐欺

～あわてないで! クリックしただけで、いきなり料金請求!?!～



ワンクリック詐欺とは…

契約もしていないのに、パソコンやスマートフォンで、ボタンや画像、その他リンクなどをクリックしただけで契約が成立しているかのように装って、料金等を請求してくるのが、ワンクリック詐欺の手口です。



トラブルにあわないために

◎内容を確認して利用する

インターネットを利用するときは、利用規約などをよく確認しましょう。

◎請求を受けた場合は…

相手にせず、脅し文句にひるまないようにしましょう。

◎連絡をしない・支払をしない

連絡先に連絡すると、相手に詳しい個人情報を知らせることになるので、絶対に連絡しないでください。また、一度支払ってしまうと、次々と請求されることもあります。

これにも注意!

◎架空請求

利用した覚えのない請求が、メールや郵便(手紙・はがき)で送られてくることもあります。心当たりのないメールや郵便は無視しましょう。

◎裁判所からの書類は無視しない

裁判所から届く書類を無視すると、身に覚えがなくても相手方の言い分を認めたことになり、支払う義務が生じてしまいます。裁判所から書類が届いた場合には、すぐに消費生活センターや弁護士などに相談しましょう。

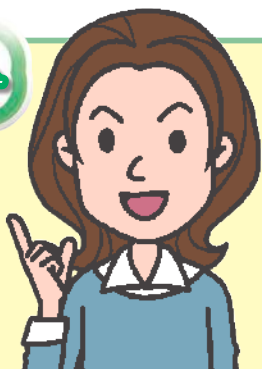


利用した覚えのない請求(架空請求)にはいろいろな種類があります。例えば、次のようなものがあります。

- 突然送られてきたメールに記載されたURLをクリックすると料金を請求された。
- 電話の着信履歴に残った番号にかけ直したら料金を請求された。

おかしいと思ったら、落ち着いて家族や消費生活センター、弁護士などに相談しましょう。

ポイント



- 身に覚えのない請求は相手にしないようにしましょう。ただし、裁判所からの書類には注意しましょう。
- インターネットを利用するときは、利用規約や内容確認画面等をよく確認し、あやしいサイトには近づかないようにしましょう。

④ サクラサイト商法

～見知らぬ相手からの誘いを簡単に信じないで!～



サクラサイト商法とは・・・

いろいろなキャラクターになりすましたメールの相手（いわゆる「サクラ」）が、うその話をして消費者に有料のメール交換を何度も繰り返させて利用料の支払いを続けさせたり、うその名目の費用を払わせたりする手口です。マンガのような恋愛感情をあおるものや、有名人の相談にのって欲しいと言って芸能事務所を名乗るもの、莫大な財産を受け取って欲しいといったものなど、様々なパターンがあります。

トラブルにあわないために

◎メールなどの内容を冷静に判断しよう

サクラサイト商法では、「仲良くなりたい」とか「お金がほしい」という人間の感情につけこんで、「サクラ」がお金を払わせようとしてきます。見知らぬ相手から送られたメールなどに興味を持ってしまった場合でも、その内容が本当なのかを冷静に考えましょう。

◎利用料についてよく考えよう

メールなどの1回の利用料は大した金額でなかったとしても、やり取りが頻繁になれば、利用料は非常に高額になります。

また、「個人情報閲覧料」や「文字化け解除手数料」など様々な名目で金銭をだまし取られるケースもあります。

これにも注意!

◎巧妙化している様々な手口

サクラサイト商法に巻き込まれるきっかけには、

- SNSのダイレクトメッセージやSMS
 - 直接届く広告メールやメッセージ
 - 内職・副業に関するサイトに登録後に届くメールやメッセージ
 - 懸賞サイト・占いサイトに登録後に届くメールやメッセージ
- などがあります。

何人もの人から、ドラマチックな内容のメールなどが届き、「お金が欲しい」「有名人に会いたい」「運気を上げたい」など、心の隙間や欲望につけ込む手口も見られます。

◎クレジットカードや電子マネーなどの利用で被害が深刻に…

クレジットカードや電子マネーを使って決済し、気が付けば、支払額が高額になっていたという例も少なくありません。



きっかけはSNS

SNSをきっかけとした消費者トラブルが増えています。

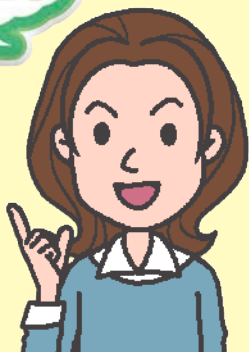
SNSは消費者にとって便利なツールであると同時に、業者にとっても、勧誘のための便利なツールとして使われています。

SNSが入口となって、様々な消費者トラブルに巻き込まれる可能性があるため、SNSの利用には十分注意しましょう。

SNSがきっかけの消費者トラブル

きっかけ	消費者トラブル
消費者がSNS上の広告を見てアクセスしたら…	<ul style="list-style-type: none"> ● 「1回だけ」のつもりで化粧品やダイエットサプリメント等を注文したが、「定期購入が条件」だった。 ● 割引クーポンを見つけて、エステに行ったら、高額な契約の勧誘を受け、契約してしまった。 ● 副業のサポートプランの勧誘を受け、高額な契約をしてしまった。
消費者のSNS上の投稿を見た相手からDMで連絡が届いたのでやりとりしたら…	<ul style="list-style-type: none"> ● 知り合った相手から高額な商品を買わされた。 ● もうけ話を紹介され「マルチ商法」の勧誘を受けた。 ● 出会い系サイトに誘われて高額な費用を支払った。

ポイント



- 不特定のメールなどの相手やサイト運営業者から送られてくるメールなどの内容については、それが本当かどうか冷静に考えるようにしましょう。自分一人でわからなかったら、周囲の人にも相談するようにしましょう。
- サクラサイトには新たな手口が次々と生まれていますので、「特定のケースだけ気を付ければ大丈夫」という考えは大間違いです。
- 不用意にサイトを利用したり、メールなどのやり取りをしたりしないようにしましょう。

① クレジットカード

～便利なクレジットカードにも落とし穴が!～



クレジットカードの仕組み



トラブルにあわないために

◎借金と同じ

クレジットカードを利用すると、クレジット会社が代金を立て替えてくれますが、後日、あなたはクレジット会社に立て替えてもらった金額を支払わなければなりません。これは、クレジット会社に借金をしたのと同じことです。

◎いくら使ったのかを意識する

クレジットカードは、手元に現金がなくても買い物ができるので、使い過ぎてしまいがちです。レシートを保管するなどして、クレジットカードの利用金額を把握しましょう。

これにも注意!

◎個別クレジット契約

クレジットカードを使わずに、商品等を購入する際に契約書を作成して、代金を後払いにする方法です。後日、代金相当額と手数料をクレジット会社に支払わなければならないのは、クレジットカードと同じです。

◎クレジットカードの管理

クレジットカードは現金と同じです。管理には十分に注意し、紛失・盗難の場合は、不正利用を防ぐためにも、すぐにクレジット会社に連絡しましょう。また、暗証番号は推測されにくいものにしましょう。

◎「名義貸し」は絶対にやめましょう!

他人に頼まれてあなたの名前でクレジットカードを作って渡したり、あなたのカードを他人に貸したりすることは絶対にやめましょう! このような場合でも、**カードの名義人=あなた**が全て支払わなければなりません。



クレジットカードの支払方式

クレジットカードの主な支払方法は、次のとおりです。

■1回払い(翌月一括払い)

商品等を購入した翌月に一括して支払う方式。一般に、手数料はかかりません。

■ボーナス一括払い

商品等を購入した翌ボーナス時期に一括して支払う方式。一般に、手数料はかかりません。

■分割払い

利用の際に支払回数を選んで分割で支払う方式。通常は、利用金額や支払回数に応じた手数料がかかります。

■リボルビング払い(リボ払い)

クレジットカードの利用金額や利用件数にかかわらず、あらかじめ設定した一定の金額を月々支払う方式。月々の支払額を一定にできるので便利ですが、手数料がかかることや支払総額が把握しにくいことに注意が必要です。



注意

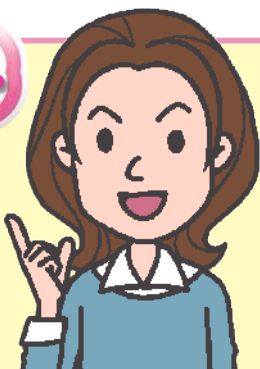
□クレジットカードの名義人

カードに名前が表示されている人のことです。返済の義務は名義人に生じます。



名義人 →

ポイント



- クレジットカードを使うことは、「借金をする」と同じ。
- 毎月の支払額に惑わされず、手数料と合わせて全部でいくら支払わなければならないのかを考えて利用しましょう。
- クレジットカードや暗証番号の管理はしっかりと!!

クレジットの手数料と支払総額を確認しよう

1. クレジットカードの手数料

分割払いやリボルビング払いでは、通常、商品等の代金相当額に手数料を加えた金額を支払わなければなりません。手数料は、クレジット会社が販売店に立替払いした代金の利息に相当するものであり、支払回数が増え、支払期間が長くなるほど手数料の金額が大きくなります。

○クレジットカードの支払方法と手数料の例（手数料は商品代金30万円の場合）※1

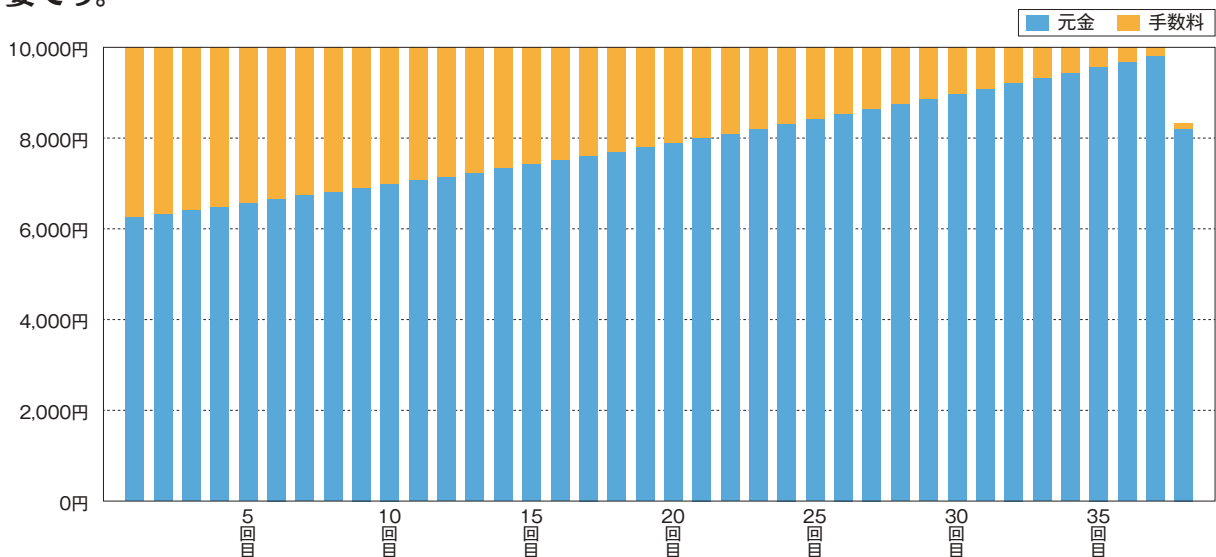
支払方法	1回払い	ボーナス一括払い	分割払い					リボ払い
			2回	3回	6回	12回	24回	
実質年率 (%)	なし	なし	なし	12.25	13.75	14.75	15.00	15.00
手数料合計額 (円)	0	0	0	6,120	12,240	24,480	48,960	※2

※1 カード会社によって、手数料の実質年率は異なります。

※2 リボ払いの手数料合計額は支払方法や毎月の支払額によって異なります。

2. 手数料と支払総額のシミュレーション例（リボ払いの場合）

リボルビング払い（リボ払い）では、毎月の支払額を一定にできるメリットがありますが、手数料の金額が大きくなりやすく、また、支払期間や支払総額が把握しにくいので、注意が必要です。



商品代金 30万円
 支払方法 リボ払い（元利定額）
 毎月返済金額 1万円
 実質年率 15%

支払回数 38回
 （3年2か月）
 支払総額 37万8,329円
 うち手数料額 7万8,329円

※金融庁ホームページ「借金シミュレーター」により試算

<https://www.fsa.go.jp/teach/simulation/dept.html>





※同じリボ払いでも支払方式や計算方法によって支払総額は異なります。

キャッシュレス決済

1. キャッシュレス決済とは

現金の受け渡しをせず、支払いや受取りをデジタル化された価値の移転で行うことです。クレジットカードは最もよく利用されている代表的なキャッシュレス決済の手段ですが、他にも様々なキャッシュレス決済が利用されています。

2. キャッシュレス決済の種類

前払い	取引前にお金をチャージしておく方式  磁気型プリペイドカード 交通系・流通系プリペイドカード など	スマートフォンによる決済  タッチ決済 QR・バーコード型 など
即時払い	取引と同時に銀行からお金が引き出される方式  デビットカード	
後払い	取引後にお金の請求が行われる方式  クレジットカード	

注意

スマートフォンによる決済は、特に支払いのタイミングに注意が必要です。たとえば、同じQRコード決済でも、あらかじめお金をチャージして利用すれば「前払い」になりますが、クレジットカードと連携させれば「後払い」となります。

3. キャッシュレス決済のメリットとデメリット

キャッシュレス決済は、便利である反面、利用にあたって注意しなければならない点もあります。メリットとデメリットをよく理解して、賢く利用しましょう。

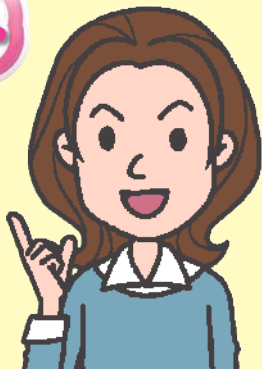
メリット

1. 現金を持ち歩かなくてよい。
2. 支払いが簡単にできる。
3. 履歴が残るので何にいくら使ったか確認しやすい。

デメリット

1. お金を使った実感が湧きにくく、使いすぎてしまう。
2. 支払時期が把握しにくい。
3. 個人情報の流出や不正利用などの不安がある。

ポイント



- お金を使うときは、まずは「必要なもの」(ニーズ/needs)なのか、「欲しいもの」(ウォンツ/wants)なのかを考え、浪費しないよう意識しましょう。お金が将来のために必要な場合には、貯蓄することも大切です。
- クレジット、借入れ、保険、投資などの決済・金融サービスを利用する際には、利息や手数料などのコストと取引のリスクを常に意識しましょう。

② 多重債務

～一度借りると大変!借金がどんどん増えていく。。。～



多重債務とは...

多重債務とは、いくつもの借入先からお金を借りて、返すことが難しくなる状態のことです。借金をすると、借りた金額に利息を加えた金額を返すこととなります。元々お金が足りなくて借金をしたのに、借りたお金よりも多くのお金を返さなければならないので、借金を返すためにまた借金をしなければならないという悪循環に陥りやすいのです。

トラブルにあわないために

◎簡単に借らない!

一番の対策は、簡単に借金しないことです。そのためには、収入の範囲内で生活し、欲しいものがあるときには、本当に必要なものなのかよく考えましょう。



◎返済の総額、期間を見極める

利息を含めて全部でいくらを返さなければならないのかを把握しましょう。分割して返すときには、最終的に返し終わるのがいつになるのか、それまで今の収入を維持できるのかを考えましょう。

◎困ったときは早めに相談

すでにある借金を返すために、さらに借金しなければならない状態になったら要注意。すぐに弁護士などの専門家に相談してください。

これにも注意!

◎消費者金融とは

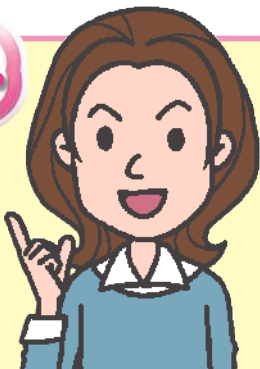
借入れのための審査が簡単で、保証人がいなくてもお金を貸してもらえる反面、利息が高いという特徴があります。



◎クレジットカードのキャッシング

クレジットカードのキャッシングも借金です。消費者金融と同じく利息が高いことが多いので、注意が必要です。

ポイント



- 簡単に借金をしない!
- 全部でいくらをいつまでに返さなければならないのかを把握しましょう。
- 困ったときは、早めに弁護士などの専門家に相談しましょう。



他の トラブル例



お金を借りる アルバイト?

「件名：アルバイト募集・高額報酬」
「消費者金融から若い人がいくら借りることができるのか調査しています。客のふりをしてお金を借りるだけの簡単な仕事。アルバイト代は1回5万円! 借りたお金はすぐにこちらで返すのであなたが返す必要はありません。」

STOP!

これは、
詐欺の手口です!



募集先が消費者金融にお金を返すことはありません。だまされてお金を借りたのだとしても、自分自身の名前でお金を借りると、消費者金融に対してお金を返す義務が発生します。

もし、このような被害にあった時には、すぐに弁護士などの専門家に相談してください。

以下では、契約に関係する法律のうち、特に消費者の立場から重要なものをいくつか説明します。くわしくは消費生活センターなど専門の相談機関に問い合わせてください。

1. 未成年者契約の取消し（民法）

- (1) 未成年者が親などの法定代理人の同意なしに結んだ契約は取り消すことができます。成人になると未成年者のような保護はありません。
- (2) ただし、未成年者がおこづかいで商品を購入した場合や、自分は成人だと嘘をついて契約した場合など、契約を取り消せないケースもあります。
- (3) 2022年4月1日からは、満18歳以上の人が成人となり、未成年者としての保護を受けられなくなりましたので、注意が必要です。



2. 特定商取引法

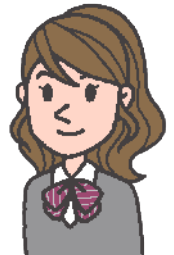
契約トラブルの多い7つの取引の類型について、クーリング・オフ、中途解約、過量販売の解除、不実告知による取消しなどのルールが定められています。このうち、クーリング・オフと中途解約のルールの内容は、次のとおりです。

クーリング・オフ

一定期間内なら無条件で契約を解消できるルールです。事業者に対し書面等（郵便など）や、電磁的記録（電子メール、クーリング・オフ専用フォーム等）で通知する必要があります。

中途解約

法律で中途解約の権利が保障され、解約時の清算に関するルール（解約料の上限など）が決められています。



取引の類型	取引の内容	クーリング・オフ	中途解約
訪問販売	自宅への訪問、キャッチセールス、アポイントメントセールスなどの方法で勧誘されてする契約	○ 8日間※1	
通信販売	消費者が広告を見て、電話・インターネットなどの通信手段を利用して申し込んでする契約	× 契約での返品特約に従う。※2	
電話勧誘販売	事業者から電話で勧誘されてする契約	○ 8日間	
連鎖販売取引	ほかの人を組織に加入させれば利益が得られると勧誘されてする契約（マルチ商法）	○ 20日間	○
特定継続的役務提供 （右の7業種が指定）	エステティックサービス、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービスに関する契約	○ 8日間	○
業務提供誘引販売取引	内職商法、モニター商法など、仕事を提供すると勧誘されて教材等を購入する契約	○ 20日間	
訪問購入	自宅へ訪問する方法で、事業者が物品を買い取る契約	○ 8日間	

※1 日数は、原則としてクーリング・オフが可能な期間です。なお、この期間が経過した後もクーリング・オフができるケースもあります。

※2 返品に関するルールが契約で決まっていない場合には、商品などを受け取ってから8日以内は返品が可能です。

3.消費者契約法

(1) 左記2の特定商取引法とは異なり、取引類型に関係なく、原則として、事業者と消費者との契約全般に対して適用されるルールです。



(2) 事業者の不当な勧誘により結んだ契約は取り消すことができます。

不実告知

契約の重要な内容についてその説明をすること

過量契約

通常、想定される量を著しく超えて商品やサービスなどの契約をさせること

断定的判断の提供

投資資産など将来の価格などが不確実な商品について断定的な説明をすること

不利益事実の不告知

消費者に有利な条件だけを説明して、不利な条件はわざと説明しないこと

不退去・退去妨害

事業者が自宅に居座ったり、消費者を事業者の営業所から帰れなくさせるなどして契約させること

不安をあおる告知

- ・社会生活上の経験の乏しさから過大な不安を抱いていることを知りながら、不安をあおり、契約が必要と告げる【就職セミナー商法等】
- ・靈感等の特別な能力により、このままでは重大な不利益が生ずると不安をあおり、契約が必要と告げる【靈感商法等】
- ・高齢や心身の故障により判断力が低下し、生活維持に過大な不安を抱いていることを知りながら、不安をあおり、契約が必要と告げる【】

好意感情の不当な利用

社会生活上の経験の乏しさから勧誘者に好意の感情を抱き、勧誘者も同様の感情を抱いていると誤信していることを知りながら、契約しなければ関係が破綻すると告げる【デート商法等】

契約前の債務の実施等

契約締結前に、原状回復できない債務を履行することによる強引な勧誘や、契約締結前に、契約締結を目指した活動を実施し、これにより生じた損失の補償を請求すると告げる【】による強引な勧誘

(3) 消費者にとって不当に不利益な契約条項は無効となります。

事業者の責任免除

事業者の賠償責任の全部を免除・不当に制限する条項

例 当スポーツジムは、いかなる理由があっても事故の責任は一切負いません。



消費者の契約解除権を放棄させる条項

事業者側に債務不履行がある場合や商品・サービスに不具合・欠陥がある場合に、消費者からの契約解除を認めない条項

例 いかなる理由があってもキャンセルできません。



高額な違約金や延滞金

金額の支払いが遅れた場合や契約解除の場合に、不当に高額な費用を請求する条項

例 代金の支払いを延滞した場合には、年3割の延滞金をいただきます。

例 挙式予定日の1年前にキャンセルした場合でも、契約金の9割は違約金として返金しません。



そのほか消費者の利益を一方的に害する条項

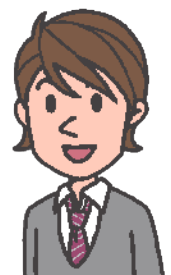
例 賃貸住宅を立ち退かれる際の原状回復費用は、すべて借家人のご負担となります。



4.債務不履行(契約で決められた義務を守らないこと)

(1) 契約で約束した内容の商品が届かなかったり、届いた商品が壊れていた場合など、事業者側に債務不履行があれば、消費者は、代替りの商品を要求したり、契約を解除したりすることができます。

(2) 逆に、消費者側に代金を支払わないなどの債務不履行があれば、事業者側から契約を解除されたり、延滞金を請求されたりすることになります。



1. 買い物のチカラ

～買うことは応援すること～

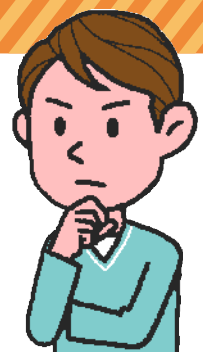


買い物は投票

海賊版等が出回ることに甘んじて、本来対価を払うべき物に対価を払わないでいると、制作者は活動資金がなくなり、新たな作品を生み出すことができなくなります。

私たち消費者が自分の意志で商品を選択し、購入する行動が、購入したお店はもちろん、社会・経済にも影響を与えています。

私たちは、買い物についてどう考えたら良いでしょうか。



**「自ら積極的に社会に関わる人」＝「消費者市民」
としてあなたにできることを考えよう!**

私たち消費者は、製造から廃棄までの商品の一生を通じて、人、環境、地域や社会に与えている影響を知ることが大切です。

◎フェアトレード(公平貿易)

私たちが普段手にする日用品や食品を生産するため、発展途上国では、とても安い賃金で働かされたり、小さな子どもが学校にも行けずに働いています。フェアトレードは、発展途上国で生産されたものを、適正な価格で継続的に買うことで、立場の弱い生産者や労働者の生活改善と自立を目指す取り組みです。私たち消費者が自分の意志で商品を選択し、購入する行動がフェアトレードを支えています。

◎地産地消

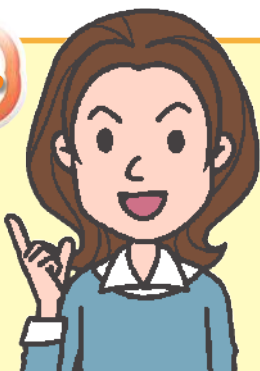
自分達の地元で生産された食糧を消費することは、自分達の住む地域を応援することになります。また、近くで生産された食糧を選ぶことで、輸送のためのエネルギー(CO₂排出量)を削減でき、未来の地球を守ることになります。

◎グリーンコンシューマー(みどりの消費者)

環境のことを優先的に考えて買い物をしたり、使用・廃棄する消費者のことです。私たちの健康と生活環境だけでなく、地球全体の自然や生態系を守ることに繋がります。

◎クリティカル・シンキング(批判的思考力)

買い物をするときは、いったん立ち止まって、その商品やサービスに関し、多方面から情報を集め、批判的・多角的な視点から十分に吟味して、選択しましょう。



- 私たち一人一人の買い物は、単に必要なものやサービスを手に入れるだけではありません。買い物は、繰り返し継続していくことで、公正で持続可能な社会、経済、環境を作っていく大きなチカラになります。

■エシカル(倫理的な)消費

人、環境、地域や社会に対して配慮した、思いやりある消費行動を総称してエシカル消費ということがあります。

■フェアトレード商品

買い物によって、社会をより公正な方向へ変えていくフェアトレード商品には、コーヒー、紅茶、カカオ製品、綿、花などがあります。

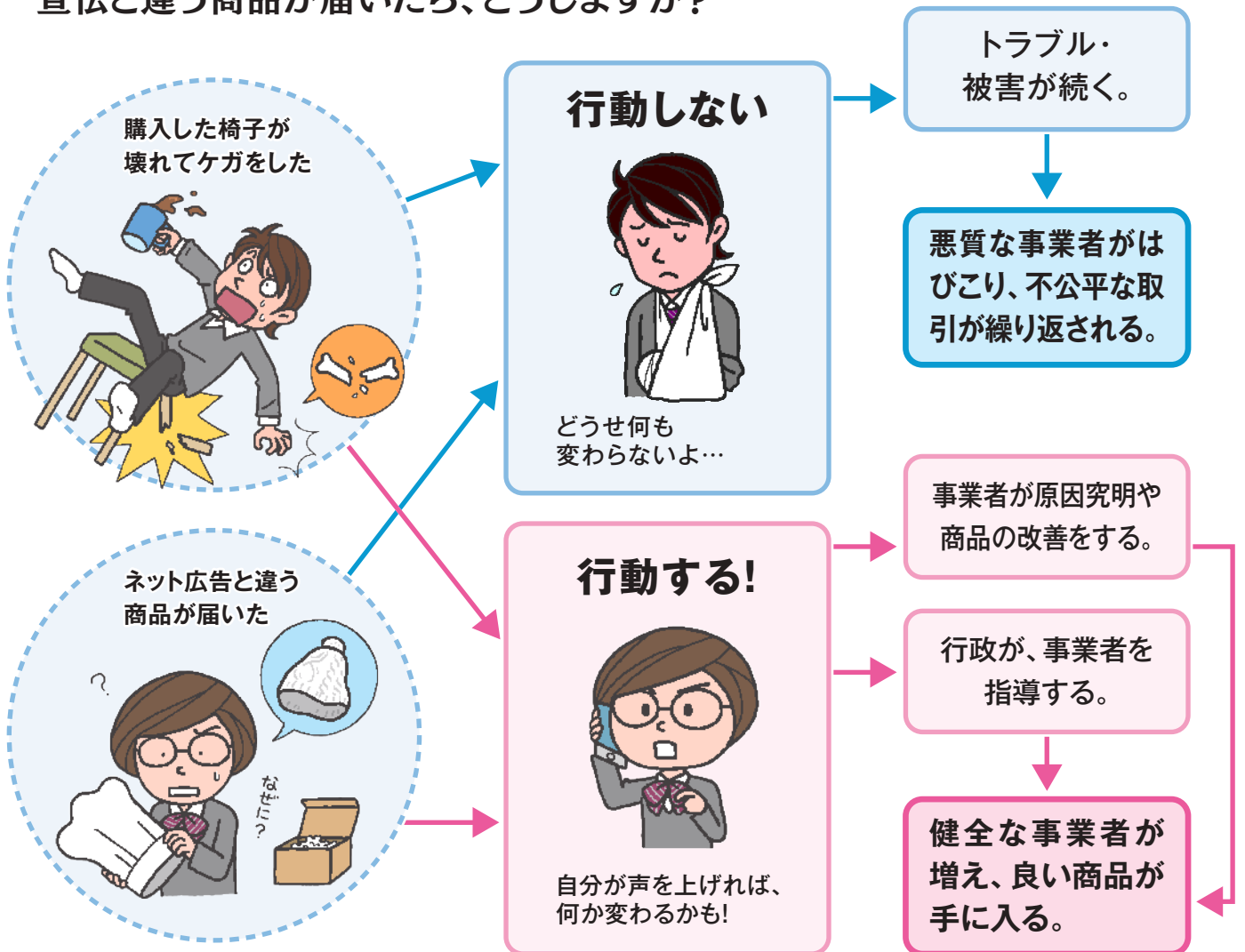


【国際フェアトレード認証ラベル】
国際フェアトレード認証ラベルは、製品が国際フェアトレード基準に従って認証を受けていることを保証するものです。

2.消費者の行動が社会を動かす!

へんだな、おかしいと思ったら…

購入した商品に欠陥があったり、
宣伝と違う商品が届いたら、どうしますか?



◎消費生活センター

消費者の権利や利益を守り、自立を支援するため、全国各地の自治体が設置している行政機関です。消費者に対する情報提供(啓発)や、消費者から事業者に対する苦情相談に応じ、問題解決に向けて助言やあっせん(事業者との交渉)などを行っています。

一人ひとは小さな存在だけど…

「自ら積極的に社会に関わる人」=「消費者市民」としてできることを考えよう!

キミの行動には、
社会を動かす
チカラがある!



Q. 「SDGs (エス・ディー・ジーズ)」とは?

=Sustainable Development Goals=

A. 2015年9月の国連サミットで採択された17の「持続可能な開発目標(ゴール)」のこと。世界中の国々でこのゴールを目指した取り組みがなされており、日本も積極的な活動をしています。SDGsを意識して行動することが、これからの世界のスタンダードといえるでしょう。

17のゴールのうち12番目は「つくる責任 つかう責任」(持続可能な消費と生産のパターンを確保する)。日々の消費行動で、社会や地球環境に影響を与え続ける私たち消費者がめざすべきゴールです。

「買い物」は「消費者の投票」です。環境や人に配慮した商品を選んだり、「買わない」選択をしたり。持続可能な未来に向けて、選ぶのはあなたです。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

2030年に向けて
世界が合意した
「持続可能な開発目標」です

消費者が、公正で持続可能な社会の形成に積極的に参画する「消費者市民社会」の実現に向けて、「SDGs 目標12」にチャレンジ!

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



そのヒントは
「買い物」にあります。

12 つくる責任
つかう責任



「消費者市民社会」とは?

誰もが心豊かにより良く暮らせるように、
一人ひとりが積極的に参加する社会

- 商品やサービスを選ぶ、買う、使う、捨てる、といった私たちの消費行動が、地球環境や国内外の社会・経済に影響することを考える。
- 私たち自身が、子どもや孫といった将来の世代まで続けられる、公正な社会づくりに積極的に参加する。

ポイント

「消費者市民社会」 をめざして

消費者教育推進法では、国や自治体は消費者市民社会づくりに加わることの大切さをわかってもらうための教育を進めることとされ、富山県も消費者教育推進計画を定めてこれに取り組んでいます。



一人で悩まず、まず相談 相談窓口一覧

市町村の消費生活相談窓口 各市役所・町村役場に消費生活相談窓口があります。

富山市 消費生活センター(CiCビル内)	076-443-2047	南砺市 消費生活センター	0763-23-2035
高岡市 消費生活センター	0766-20-1522	射水市 消費生活センター	0766-52-7974
魚津市 市民課	0765-23-1003	舟橋村 総務課	076-464-1121(代)
氷見市 市民課	0766-74-8010	上市町 町民課	076-472-1111(代)
滑川市 生活環境課	076-475-2111(代)	立山町 住民課	076-462-9915
黒部市 消費生活センター	0765-54-3198	入善町 住民環境課	0765-72-1824
砺波市 消費生活センター	0763-33-1153	朝日町 住民・子ども課	0765-83-1100(代)
小矢部市 生活環境課	0766-67-1760(代)	朝日町 社会福祉協議会	0765-83-0576

消費者ホットライン

近くの相談窓口の連絡先が分からない場合でも、「消費者ホットライン」に電話をかけると、お近くの消費生活相談窓口(市町村の相談窓口や県消費生活センター)へつながります。

いやや!
いやや
188

富山県消費生活センター

開所時間:午前8時30分から午後5時
火曜日のみ:午前8時30分から午後7時
(土・日曜、休日、年末年始【12月29日から1月3日まで】を除く)
〒930-0805 富山市湊入船町6番7号(富山県民共生センター内)

消費生活相談

076-432-9233

金融・多重債務相談

076-433-3252

富山県消費生活センター

検索

https://twitter.com/shohiseikatsu_c



消費生活センターの
X(旧Twitter)は
こちら

富山県消費生活センター 高岡支所

開所時間:午前8時30分から午後5時
(土・日曜、休日、年末年始【12月29日から1月3日まで】を除く)
〒933-0029 高岡市御旅屋町101 御旅屋セリオ5階

消費生活相談、金融・多重債務相談

0766-25-2777

富山県弁護士会

開所時間:午前9時から午後5時(土・日曜、休日、年末年始を除く)
〒930-0076 富山市長柄町3-4-1

076-421-4811

富山県弁護士会 高岡事務局

開所時間:午前9時から午後5時(土・日曜、休日、年末年始を除く)
〒933-0046 高岡市中川本町16-6(古城ビル1階)

0766-22-0765

◇富山県弁護士会ホームページ <http://www.tomiben.jp/>

作成 平成25年3月
改訂 平成28年1月
平成30年3月
平成31年3月
令和3年8月
令和4年11月
令和6年3月



制作/富山県弁護士会
発行/富山県生活環境文化部県民生活課